

Ⅲ 今後の課題

法人税における今後の課題（税調答申）

あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ―歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化―

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成10年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

3. 法人課税

（1）少子・高齢社会における法人課税の基本的考え方

少子・高齢化、経済のグローバル化が進む中で、経済社会の活力を維持していくためには、企業が創意工夫を発揮することにより、競争力の強化や産業構造の改革を進めていく必要がある。また、多様な形態による事業・投資活動に対する環境整備を図ることも重要である。こうした観点から、今後の法人税の位置付けとしては、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制とすることを基本としつつ、今後とも構造改革を促進し、経済社会の活性化を図るために必要な対応を行っていくべきである。

（2）今後の対応の方向性

- ① 「基本方針」で述べたとおり、法人税率の引下げについては、経済状況、わが国の税負担の水準や税体系全体のあり方との関連、さらには先進国との税率のバランスを踏まえて、今後検討すべき課題である。
- ② 経済活動のグローバル化、金融自由化等に伴い、国際的なものを含め様々な形態による事業・投資活動が出現している。これらは企業や個人の柔軟かつ積極的な事業・投資活動を引き出し、新たな活力の源泉となることが期待される。他方、企業活動が複雑化・多様化する中で、各国の税制の相違を利用した租税回避の動きが顕在化している。こうした中で、多様な形態による事業・投資活動が円滑に行われるよう、適正な課税のあり方を検討していく必要がある。
- ③ 高齢者が増加する今後の社会では、NPO法人等の民間非営利活動が活発化していくと考えられる。こうした活動は、今後ますます多様化する国民のニーズに行政に代わって効果的、機動的に応えることができるものであり、大きな役割が期待される。このため、透明性を確保しつつ民間非営利活動が円滑に行われるよう、寄附金税制も含め適正な課税のあり方を検討していく。
- ④ 公益法人に対する課税のあり方については、現在行われている公益法人制度改革の検討を踏まえ、適切な情報公開の下、適正な課税を確保する必要がある。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）

【平成 16 年 6 月 政府税制調査会 基礎問題小委員会】

二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10 のキー・ファクト

2 「右肩上がり経済」の終焉

（「量的拡大」志向の限界）

今後は、労働力人口の減少や家計貯蓄率の低下等を通じて供給面からわが国経済に制約が生じることが懸念される（潜在成長力の低下等）。現在生じている「多様化」の動きを活かしつつ、社会の「活力」をどう維持、確保していくかが重要な課題となる。技術革新による生産性向上、人的資本の質の充実（潜在能力の涵養）、貯蓄の効率的活用、更には、女性や高齢者の一層の社会参画等がその鍵となる。

9 グローバル化の進行

（わが国における国際的結びつきの深化）

わが国においても様々な局面で、国際的な結びつきが拡大・深化してきている。

貿易面では、原材料を輸入し製品を輸出するという「垂直型」から、製品を輸入し製品を輸出するという「水平型」に転換し、生産工程の国際分業が進んでいる。1980 年代半ば以降、対外直接投資も増大してきている。今日、貿易収支のみならず、対外直接投資の果実である所得収支も大幅に黒字化している。海外からの対内直接投資も増加し、2003 年には特許等使用料の対外的受払も黒字化した。

このように、わが国は、モノ・資本・ノウハウなど多面的に国際的な相互依存関係を深化・拡大させつつある。とりわけ、アジア地域との間でその傾向が著しい。

三 結びにかえて — 将来に向けての示唆

2 税制などの制度設計に当たっての視点

（グローバル化を活かす）

第四に、人口減少、家計貯蓄率の低下等わが国経済社会の構造変化が著しく進む中、グローバル化の動きをどのように活かすかが重要な鍵となる。その際、特にアジアとの相互依存関係を踏まえ、海外の人材や資本の活用などを含む戦略的な対応が不可欠となろう。

また、ソフトパワーに見られる日本の強み、良い意味での「日本らしさ」を伸ばしていくとともに、自他ともに「多様性」を尊重していくことが重要となる。このことは、社会のダイナミズムにつながり得る。

二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10のキー・ファクト

6 社会や「公共」に対する意識

(個人の主体的な「公共」への参加)

わが国においては、「公共」の担い手はしばしば「政府（官）」と結び付けられ、「民間」＝「私」と併せて、いわゆる「公私二元論」が支配的であった。しかし、現実の社会においては、「政府が担う公共」とは異なるもう一つの「公共」、すなわち市民活動から企業の社会的責任に至るまでの「民間が担う公共」というべき領域が存在する。

近年では、ボランティア活動など「民間が担う公共」の領域における活動が広がりを見せてきている。今日、町内会などの伝統的な地縁集団の機能が弱まる一方、社会の多様化が著しい中、様々な社会の問題に柔軟に対応していくためには、「政府が担う公共」はもとより「民間が担う公共」に個人が主体的に参加していくことが求められている。

三 結びにかえてー将来に向けての示唆

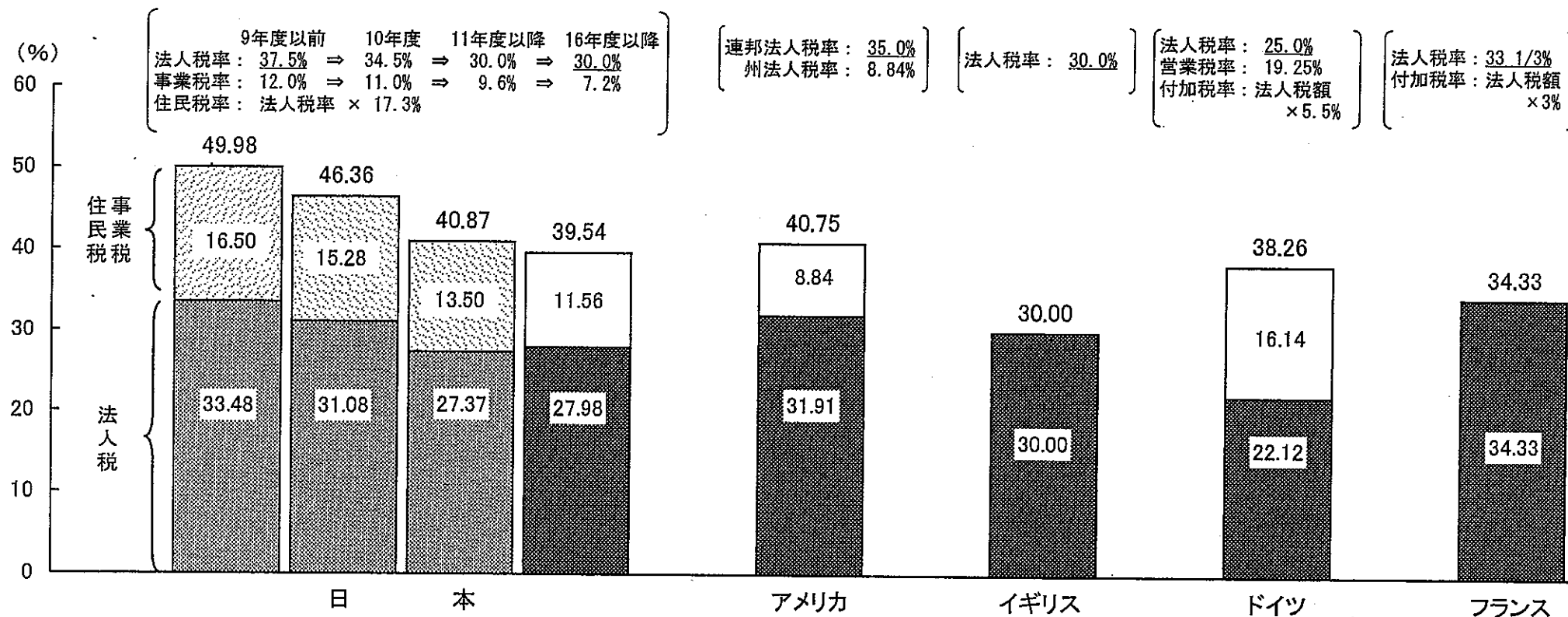
2 税制などの制度設計に当たっての視点

(社会及び公的部門の将来像)

最後に、上記の「視点」等を踏まえつつ、これからの社会及び公的部門のあり方を考えることが課題となる。

これまで見てきたように、わが国では、少子・高齢化が進行し、家族やカイシャが果たすケア機能の低下が懸念されている。他方、ボランティア活動など「民間が担う公共」の領域の活動が広がりを見せてきている。こうした状況の下、「個人」、「家族・企業・地域社会」、「公的部門（政府）」の間で、各々がどのような役割を今後担うかについて考えていくことが重要となっている。

法人所得課税の実効税率の国際比較(再掲)



- (備考) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの州法人税は、カリフォルニア州の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものである。なお、ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、営業税は地方税、付加税は連邦税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は35.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2004年1月現在の税制に基づく。

G7・アジア諸国における法人税及び付加価値税の表面税率及び負担率(未定稿)

(単位: %)

	法人税率 (国税)	付加価値税率	法人所得課税負担率 (対 GDP 比)	消費課税負担率 (対 GDP 比)		法人税率 (国税)	付加価値税率	法人所得課税負担率 (対 GDP 比)	消費課税負担率 (対 GDP 比)
日 本	30.0	5.0	1.9	3.7	韓 国	27.0	10.0	3.1	9.7
ア メ リ カ	35.0	—	1.5	0.9	台 湾	25.0	5.0	2.5	4.5
イギリス	30.0	17.5	3.5	11.9	香 港	17.5	—	3.1	0.9
ド イ ツ	25.0	16.0	0.1	6.9	シンガポール	22.0	5.0	(8.1)	5.1
フランス	33.33	19.6	3.4	11.0	マレーシア	28.0	—	6.6	9.7
イタリア	33.0	20.0	3.6	9.6	インドネシア	30.0	10.0	9.3	5.5
カ ナ ダ	21.0	7.0	2.4	3.7	タ イ	30.0	7.0	2.9	8.7
中 国	33.0	17.0	0.5	6.0	フィリピン	32.0	10.0	3.4	6.6

(注1) 税率は 2004 年 1 月現在。

(注2) 法人税率は国税のみの税率。なお、中国については、法人税収の一部が地方政府へ配分されている。

(注3) 付加価値税率については、日本は、4%が消費税(国税)、1%が地方消費税(地方税)の税率である。アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課せられる(例:ニューヨーク市 8.625%)。カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)7.0%の他に、ほとんどの州で小売売上税等が課される(例:オンタリオ州 8.0%)。タイは、6.3%が国税、0.7%が地方税の税率であり、2005 年 10 月 1 日より全体の税率を 7.0%から 10.0%に引き上げる予定である。

(注4) 法人所得課税負担率及び消費課税負担率は、国(連邦)税の負担率(対 GDP 比)。日本の負担率は平成 16 年度当初予算案ベース。諸外国の負担率は 1994～2001 年の数値。諸外国の負担率を算出する際に用いる GDP は、OECD “National Accounts 1990-2001”、税収は OECD “Revenue Statistics 1965-2002” によるが、これらの資料に数値が掲載されていない国については、GDP は IMF “International Financial Statistics Yearbook 2003”、税収は IMF “Government Finance Statistics Yearbook 2002”による。なお、台湾の GDP 及び税収、香港の税収については、上に掲げた資料では必要な数値が取れなかったため、各国政府発表の統計資料による。

(注5) シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得課税負担率と法人所得課税負担率の合計を、法人所得課税負担率の部分に()で示している。

アジア主要都市の投資関連コストの比較（未定稿）

（単位：米ドル）

	横浜	ソウル	北京	香港	台北	シンガポール	バンコク	ジャカルタ	マニラ	クアラルンプール
賃金										
・ ワーカー（一般工）	2,602	879～1,801	79～139	1,029～2,838	773～1,383	432～557	184	133	170	202
・ エンジニア（中堅技術者）	3,627～5,008	1,163～1,770	121～266	1,823～2,786	1,045～1,820	961～1,543	327	229	225	684
地価・事務所賃料等（㎡当たり）										
・ 工業団地購入価格	1,374～1,648	n. a	53.37～72.49	244.88	533～622	102～296	56.42	40～45	50～55	49～99
・ 工業団地借料（月額）	n. a	0.02	3.02～6.04	n. a	3.58～4.47	6.93～16.88	4.51	3.60～4.10	1.00	n. a
・ 事務所賃料（月額）	34.29	39.67	30～60	16.65～36.07	24.2	40.64	11.03	14.00～20.00	4.52～7.23	9.92～17.68
通信費（業務用）										
・ 電話架設料	666.67	51.23	28.39	61.22	88.81	17.43	84.00	52.88	63.31	81.58～160.53
・ 電話基本料金月額	23.81	4.44	4.23	16.60	9.33	7.26	2.51	5.42	22.07	5.26～11.84
公共料金（業務用）										
・ 電気料金（kWh当たり）	0.08～0.09	0.04	0.03～0.09	0.14～0.15	0.05	0.07	0.04	0.05	0.09	0.05
・ 水道料金（㎡当たり）	0.39～2.93	0.68～1.08	0.53	0.59～1.41	0.21～0.34	1.23	0.24～0.40	0.78～0.82	0.33～0.40	0.47
税率（％）										
・ 法人所得税（国税）	30	15～27	33	17.5	15～25	22	30	10～30	32	28
・ 付加価値税	5	10	17	—	5	5	7	10	10	—
社会保険料（％）										
・ 雇用者分	厚生年金：6.79 組合健保：4.1 介護保険：0.445 雇用保険：1.05	国民健康保険：1.97 雇用保険：0.9～1.5 国民年金：4.5 産業災害補償：1.67	年金：20.0 医療保険：9.0 雇用保険：1.5 その他：0.2～1.9	法定強制退職 金積立金：5.0	健康保険：4.9 労工保険：4.8	中央積立基金：13.0	社会保障基金 （健康保険、年金）：4.0	労災保険：0.24～1.74 年金：3.7 死亡保険：0.3 健康保険：3.0～6.0	社会保障制度：6.07 被雇用者補償：0.14	従業員積立基金：12.0
・ 被雇用者分	厚生年金：6.79 組合健保：4.1 介護保険：0.445 雇用保険：0.7	国民健康保険：1.97 雇用保険：0.5 国民年金：4.5	年金：8.0 医療保険：2.0 雇用保険：0.5	法定強制退職 金積立金：5.0	健康保険：1.4 労工保険：1.3	中央積立基金：20.0	社会保障基金 （健康保険、年金）：4.0	年金：2.0	社会保障制度：3.33	従業員積立基金：9.0

（資料）税率以外の項目については、日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2003年11月調査）」による。税率については、2004年1月現在の各国税法による。

（注）中国（北京）の法人税率については、税率33%のうち一部が地方政府へ配分されている。

公益法人制度改革の動きについて

平成 12 年 12 月 1 日	行政改革大綱（閣議決定） ・ 公益法人に対する行政の関与のあり方の改革
平成 14 年 3 月 29 日	公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて （閣議決定）
平成 14 年 11 月 }	行革担当大臣の下に「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を開催
平成 15 年 1 月	
平成 15 年 6 月 27 日	公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針（閣議決定）
平成 15 年 11 月 }	行革担当大臣の下に「公益法人制度改革に関する有識者会議」を開催

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成14年3月29日〕
閣議決定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

平成 15年 6月 27日
閣 議 決 定

1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第34条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

2 新たな非営利法人

(1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

(2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

① 公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方

② ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等を含め検討する。

3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

(参考)

公益法人制度に関する有識者会議について

1. 経緯

昨年 6 月の閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」において、「有識者の協力を得つつ、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化する」こと等とされたことを受け、公益法人制度に関する具体的な検討を進めていくため、金子行政改革担当大臣（当時）の下に「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という）が設置され、これまで 21 回の審議が行われているところ。

（注）有識者会議の下に、新たな非営利法人制度について、専門的観点から検討を行うため、非営利法人ワーキンググループが設置されている。

2. 有識者会議のメンバー

石川睦夫	（財）住友財団専務理事・事務局長※
岩原紳作	東京大学教授
宇賀克也	東京大学教授
勝又英子	（財）日本国際交流センター常務理事・事務局長※
加藤秀樹	構想日本代表
金子 宏	東京大学名誉教授
河野光雄	内外情報研究会会長・経済評論家
関 幸子	（株）まちづくり三鷹事業部プロジェクトグループマネジャー
田中 清	（社）日本経済団体連合会常務理事※
田中弥生	東京大学助教授
東ヶ崎邦夫	（社）日本アイソトープ協会理事・総務部長※
中田裕康	一橋大学教授
能見善久	東京大学教授
福原義春	（株）資生堂名誉会長

（五十音順、敬称略）

※は公益法人関係の有識者

3. これまでの審議

第 1 回～第 6 回（平成 15 年 11 月 28 日～16 年 3 月 10 日）

改革の意義、公益性の位置付け、公益性を取扱う仕組みのあり方

第 7 回～第 9 回（3 月 17 日～3 月 26 日）

議論の中間整理に向けた審議

「議論の中間整理」を公表（3 月 31 日）（概要は別紙）

第 10 回～第 15 回（4 月 28 日～6 月 30 日）

公益性の考え方・判断要件のあり方、ガバナンス・情報開示のあり方、事後チェック・判断主体のあり方

第 16 回～第 18 回（7 月 15 日～7 月 28 日）

全体的討議

第 19 回～（9 月 15 日～）

個別検討事項、移行のあり方等

以上

(別紙)

「議論の中間整理」の概要

1. 改革の意義

○ 基本認識

- ・ 民間非営利活動の促進
- ・ 公益法人制度に係る諸問題に適切に対処

○ 基本的検討方針

- ・ 営利(剰余金の分配)を目的としない民間団体に、公益性の有無に関わらず、一般的に法人格取得の機会を与えることを通じて、人々の自由活発な活動を促進するため、新たな非営利法人制度を創設。
- ・ 新たな非営利法人制度において、法人が公益性を有する場合の取扱いについては、主務官庁制の抜本的見直しが必要との考え方の下、以下の視点を踏まえ検討。
 - ①法人設立の簡便性
 - ②法人の自律性
 - ③情報開示による透明性
 - ④公益性判断の客観性
 - ⑤法人格の取得と公益性の判断の分離
 - ⑥ガバナンスを強化し、しっかりした規律を確保

2. 新たな非営利法人制度

○ 社団形態の非営利法人制度

- ・ 事業については、格別の制限をせず、幅広い活動ができることとする。
- ・ 社員の権利・義務の内容としては、①出資義務を負わない、②利益(剰余金)分配請求権を有しない、③残余財産分配請求権を有しない、④法人財産に対する持分を有しないこととする。(解散後の残余財産の帰属は、定款又は社員総会の決議で定める。)
- ・ 設立、社員、管理、定款の変更、解散、清算、合併等に関する所要の規定を置く。
- ・ 非営利法人制度と中間法人制度との関係について、さらに検討。

○ 財団形態の非営利法人制度

- ・ 公益性を要件としない財団法人制度の創設の適否、基本財産、ガバナンス、寄附行為の変更等の要件については、さらに検討。

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

○ 基本的考え方

- ・ 下記の2つの考え方に基づき、異なる種類の仕組みが考えられる。
 - [考え方Aー公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]
(公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みを規定。
判断主体については、主務官庁制の縦割りの弊害を避け、公益性を統一的に判断し得る、中立で第三者的な、又は、単一の公的機関を念頭に、さらに検討。)
 - [考え方Bー税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない]
(税制上の効果の重要性に鑑み、課税庁が公益性の観点から課税の取扱いを判断。)

○ 今後の検討課題

- ・ 上記の2つの考え方を基に、以下の仕組みのあり方に係る論点のほか、公益性を取り扱う仕組みの効果、現行の民法・公益法人に係る指導監督基準等の関連規定及び公益法人等の実態を踏まえ、さらに検討。

① 公益性の考え方

- ・ 不特定多数人の利益を図ることをどの程度厳格に求めるか
- ・ 不特定少数人の利益についてどのように位置付けるか

② 判断主体のあり方

- ・ 的確な公益性判断のための一定の体制(組織・人員等)の必要性和、行政組織の膨張抑制の要請との調和
- ・ 民間の考えを適切に反映する視点の必要性
- ・ 地方における判断主体のあり方
- ・ 公益性判断に伴う不服申立てなど、不利益救済のあり方

③ 判断要件のあり方

[検討の視点]

- ・ 裁量の余地の少ない客観的で明確な要件の必要性
- ・ 時代の変化に応じて適切に見直し得る必要
- ・ 要件の法定化のあり方
- ・ 法人を目的、事業及び規律の面から捉え、i)公益性の有無を判断する際の要件

と、ii)公益性の維持・確保のための要件に分けて検討

- ・ 形式要件に加え、いずれかの段階で法人の実績を要件とする必要性

〔検討課題〕

- ・ 数値的基準の要否を含めた具体的な要件のあり方
- ・ 当初段階の要件として、どの程度の事業計画や予算上の裏付けを求めるか
- ・ 公益性の判断が出来るだけ早期に行われるなど申請者の視点に留意した手続きのあり方
- ・ 活動実績の要件をどの段階で求めるか
- ・ 法人や事業の規模に配慮した要件、地方における公益性判断の仕組みに応じた要件の要否
- ・ 残余財産の帰属のあり方(社員への分配を禁止する方向)

④ 適正運営の確保のあり方

〔検討の視点〕

- ・ 公益性を有するに相応しい規律を前提とした法人の自律性の確保
- ・ 法人の組織・運営が適正であるか否かの判断に資する透明性の確保
- ・ 現行の主務官庁制の下での指導監督の手法を離れ、法人の適正運営の確保を担保する手段の必要性

〔検討課題〕

- ・ 公益性を有する非営利法人について、ガバナンスを強化し、一般の非営利法人に比べしっかりした規律を確保すべきとの観点を踏まえた、理事の責任のあり方や理事に対するコントロールのあり方
- ・ プライバシーの保護に留意しつつ、利害関係者に対する情報開示にとどまらず、いわゆる社会監視の考え方により適正運営を図ることの必要性及びその開示の対象・内容・方法のあり方
- ・ 法人の不適正な運営に適切に対処する観点から、現行の主務官庁による指導監督に代わる、実効性のある事後チェックの手段のあり方
- ・ ガバナンスや情報開示等のあり方について、法人や事業の規模に配慮する必要性

※ 現行の公益法人から新たな非営利法人等への移行等のあり方については、新たな制度の姿がより具体化した段階で本格的に検討を進め、現行の中間法人制度・NPO 法人制度との法制上の関係も整理

〔「公益法人制度改革に関する有識者会議」において取りまとめられ平成 16 年 3 月 31 日に公表された「議論の中間整理」を内閣官房行政改革推進事務局で便宜要約、整理したもの〕

(参考) 公益法人等などの主な課税の取扱い

項 目	公 益 法 人 等	特定非営利活動法人 (N P O 法 人)	中 間 法 人	協 同 組 合 等	人格のない社団等
課 税 対 象	原則非課税 収益事業（33業種）に より生じた所得に限り 課税	原則非課税 収益事業（33業種）に より生じた所得に限り 課税	すべての所得に対して 課税	すべての所得に対して 課税	原則非課税 収益事業（33業種）に より生じた所得に限り 課税
法 人 税 率	2 2 %	3 0 % (所得800万円まで22%)	3 0 % (所得800万円まで22%)	2 2 %	3 0 % (所得800万円まで22%)
(1) 寄附金枠 〔当該法人が寄附をした場合 の損金算入限度額〕	所得金額の 2 0 % 〔学校、社福、更生保護は所得の50% 又は年200万円のいずれか多い金額〕	所得金額の 2 . 5 % 〔認定 N P O 法人は〕 所得金額の 2 0 %	所得金額の 2 . 5 %	(資本等の金額の0. 25% +所得金額の2. 5%) x1/2	所得金額の 2 . 5 %
(2) みなし寄附金	収益事業部門から非収益 事業部門への資産の振替 えを寄附金とみなす。	——— 〔認定 N P O 法人は〕 公益法人等と同じ	———	———	———

(参考) 収益事業の範囲

収 益 事 業		
1. 物品販売業	12. 出版業	25. 美容業
2. 不動産販売業	13. 写真業	26. 興行業
3. 金銭貸付業	14. 席貸業	27. 遊技所業
4. 物品貸付業	15. 旅館業	28. 遊覧所業
5. 不動産貸付業	16. 料理店業その他の飲食店業	29. 医療保健業
6. 製造業 (電気、ガス又は熱の供給業及び 物品の加工修理業を含む。)	17. 周旋業	30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、 生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、 デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦又は一定の船舶操縦 (技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若し くは公開模擬学力試験を行う事業
7. 通信業	18. 代理業	31. 駐車場業
8. 運送業	19. 仲立業	32. 信用保証業
9. 倉庫業	20. 間屋業	33. 無体財産権の提供等を行う事業
10. 請負業	21. 鉱業	
11. 印刷業	22. 土石採取業	
	23. 浴場業	
	24. 理容業	
上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。		

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

- ① 身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。
- ② 母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。
- ③ 保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。

2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

年度	追 加 事 業
32	不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業
33	美容業
40	不動産販売業
43	駐車場業
51	信用保証業
53	公開模擬学力試験を行う事業
56	技芸教授業(着物着付け、船舶の操縦の追加) 旅館業及び不動産貸付業(範囲拡充)
59	無体財産権の提供等を行う事業 席貸業(範囲拡充) 技芸教授業等(絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加。 入試等のための学力の教授の追加)

(参考) 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要

寄附金の区分 寄附をした者の税制上の取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・公立高校 ・公立図書館 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔 ・日本赤十字社などの特殊法人 ・公益法人のうち科学技術の 試験研究や学生に対する 学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 〕	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金 〔 特定非営利活動を行う法人 （NPO法人）のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの 〕
所 得 税	「寄附金（※）－1万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金（注）とは別に、以下を限度として損金算入 （所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%）×1／2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外のもので $(\text{所得金額の}2.5\% + \text{資本等の金額の}0.25\%) \times 1/2$ を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

会社法制の現代化について

1 基本方針

我が国の重要な経済主体である会社に係る法制が合理的であり、かつ、国際的にみても遜色のない制度となっていることが、我が国の経済の活性化・競争力の強化に資するという観点から、これまで行われてきた改正の集大成として、会社法制上の各種の制度の在り方について、さらに体系的かつ抜本的な見直しを行うもの。

なお、規定を現代的な表記に改めた上で再編成し、商法第2編、有限会社法、商法特例法を合体させた新たな法典（会社法（仮称））を創設するものとする。

2 各 論

- 株式会社と有限会社の規律の一本化
- 最低資本金制度の見直し
- 組織再編行為に係る規制の見直し
- 資金調達の円滑化
- 株主に対する利益の還元方法の見直し
- 取締役の責任
- 新たな会社類型の創設

3 スケジュール

「会社法（仮称）」を、平成17年の通常国会に提出することを目指すこととされている。

(参 考)

会社法制の現代化について

平成 16 年 10 月

法 務 省 民 事 局

1 基本方針

会社法制については、これまで会社に係る諸制度の不都合の是正や社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直しが行われ、近年数次の改正が行われてきた。

会社法制の現代化に当たっては、我が国の重要な経済主体である会社に係る法制が合理的であり、かつ、国際的にみても遜色のない制度となっていることが我が国の経済の活性化・競争力の強化に資するという観点から、一方において、会社経営の機動性・柔軟性の向上を図り、他方において、会社経営の健全性を確保するため、これまで行われてきた改正の集大成として、各種の制度の在り方について、さらに体系的かつ抜本的な見直しを行うものとする。

なお、規定を現代的な表記に改めた上で再編成し、商法第2編、有限会社法、商法特例法を合体させた新たな法典（会社法（仮称））を創設するものとする。

2 各論

(1) 利用者の視点に立った規律の見直し

会社法制の利用者の大多数を占める中小企業や新たに会社を設立しようとする者の実態を踏まえ、会社法制を利用者にとって使い易いものとするために、各種の規制の見直しを行う。

① 株式会社と有限会社の両会社類型の統合

いわゆる「株式譲渡制限株式会社」について、取締役の人数規制や取締役会の設置義務が課せられない有限会社型の機関設計の採用を認めるとともに、現行の有限会社について、その選択肢を拡大するという観点から、社債の発行その他株式会社のみ設けられている制度の採用を認めることとし、株式会社と有限会社の両会社類型を新たな「株式会社」として統合する。

② 最低資本金制度の見直し

最低資本金制度について、その剰余金分配規制機能を維持するなど会社債権者の保護のための規定を整備することとした上で、設立時における払込価額規制については撤廃する。

(2) 会社経営の機動性・柔軟性の向上

会社経営の機動性・柔軟性の向上を図るため、組織再編行為に係る規制の見直し、株主に対する利益の還元方法等の合理化を行うとともに、取締役等が積極果敢な経営を行うことができるよう取締役の責任に関する規律の合理化を図る。

① 組織再編行為に係る規制の見直し

組織再編行為に係る規制について、次のような見直しを行う。

- ・ 合併により消滅する会社の株主に存続会社の株式以外のもの（現金、親会社の株式等）を割り当てることを認める（「合併対価の柔軟化」）。
- ・ 合併を行う会社において株主総会の承認を要しないものとする要件を緩和する（簡易組織再編の要件緩和、略式組織再編制度の創設）。

② 株主に対する利益の還元方法の見直し

会社の剰余金を分配する利益の配当、自己株式の買受け等の手続について、利益配当の回数制限を撤廃するほか、株主に対する利益の還元方法の多様化・柔軟化を図る観点から抜本的な見直しを行う。

③ 取締役の責任

取締役の会社に対する責任の在り方について、無過失責任規定の見直し等を行い、委員会等設置会社と監査役設置会社における整合性を図る。

(3) 会社経営の健全性の確保

会社経営の健全性を確保し、株主及び会社債権者の保護を図るため、各種の規制の見直しを行う。

① 株主代表訴訟制度の合理化

株主代表訴訟制度について、次のような見直しを行う。

- ・ 株式交換等により完全子会社等の株主たる地位を喪失する場合であっても、一定の場合には、係属中の株主代表訴訟の原告適格を喪失しないものとする。
- ・ 会社が株主からの提訴請求に応じないときは、その理由の通知を義務付ける。
- ・ 株主が自己の不正な利益を図るために行う提訴等、株主代表訴訟の制度趣旨（株主全体の利益の保護）を逸脱する提訴は認めないものとする。

② 内部統制システムの構築の義務化

大会社について、内部統制システムの構築を義務付ける。

③ 会計参与（仮称）制度の創設

中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役等と計算書類を共同して作成し、当該計算書類を取締役等とは別に保管・開示する職務等を担う

会計参与（仮称）制度を創設する。

④ 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

小会社であっても、定款で会計監査人の設置を定めることができるものとする。

〔4〕 合同会社（仮称）の創設

創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進等を図るため、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用される新たな会社類型（合同会社（仮称））を創設する。

3 スケジュール

「会社法（仮称）」を、平成17年の通常国会に提出することを目指したい。